

## 中世都市ウィンチスタとサウスハンプタン（二〇・完）

——第十三世紀初葉以前イングランドの内域都市と沿海都市——

田 中 正 義

### 一八

以上、われわれは、本節迄において、当面、イングランドの内域都市、沿海都市をそれぞれ代表する所の二つの都市——ウィンチスタならびにサウスハンプタンを対象として、汎く一般にイングランドにおける中世都市の発展過程を、ほぼ第十二、十三世紀の交に至るまで追跡した。今や此処においてわれわれは、是れまでにささやかながらわれわれの達成し得た所のものを、一先ず総括・要約してみなければならぬ。

われわれの考察を通じて瞭らかになったことの第一は、イングランド中世都市の歴史的発展過程の端緒は之を一〇六六年の「ノルマン征服」以前に求めなければならないと云うこと、その際夫れはかのアングロウーサクソンのこの島への「移住」——いわゆる『*Adventus Saxonum*』に先立つ・ローマの *Britannia* 支配の時代すなわち 'Roman Britain' の時代にまで、はまた決して溯り得ないと云うこと（本誌、第三十四卷第三号一一二、一五頁参照）<sup>495</sup>——畢竟、此

の「移住」より「征服」に至るまでの約六世紀間のいわゆる 'Anglo-Saxon England' 期に就いて其の最後のほぼ一世紀半の後期こそが、いまイングランド中世都市の抑々発生を見たるどころの歴史的時期を劃して居ると云うことは、是れであつた。このことは、ロインもその最近の著作に於て指摘して居る如く、今日諸家の間にアングロウーサクソン時代の後期におけるポロウの有する所の歴史的意義を動もすれば低く評價せんとする傾向が依然として認められるが故に、<sup>(496)</sup>此処で特に強調して置かねばならぬ。

いいたい、われわれの理解する所に従えば、本来的に世襲封地 (*feudum; Lehen; fei*) の授受に依つて媒介せられる所の主従関係 (*Vasallität; vassalage*) の階等的秩序 (*Hierarchie*) の体系としてのいわゆる「封建制度」〔知行封建制〕 (*Lehenswesen*) —— 此の中世社会の「上部構造」 (*Oberbau*) を規定する狭義の封建制度には、非ざる、一般に社会の「下部構造」 (*Unterbau*) たる経済的構造 —— ここでは当代の主要な生産条件をなす「土地」が他の何物にも勝つて富の原基形態 (*Elementarform*) を形づくる —— までを含めての、全体としての中世社会を意味する所の「封建社会」 (*société féodale*)<sup>(497)</sup> は、いま、イングランドでは既に「征服」以前 —— アングロウーサクソン時代の後期に於て其の成立が認められたのである。その場合、斯かるイングランド封建社会の基礎構造の肯定的側面を表わすところの莊園と並んでいまその否定的側面を表わす中世都市は抑々「征服」を中に挟んでアングロウーサクソン時代からアングロウーノルマン時代へ「連続」的發展を遂げたのであつた。その意味において、かの「征服」以前における「アングロウーサクソン農民」、「征服」以後における「ノルマン領主・アングロウーサクソン地方民・アングロウーノルマン都市居住者」と云う、ともすれば初期中世のイングランド社会に就いて抱かれ勝ちなイマージュ —— 既成観念は、此の際蔽に拂拭せられなければならない。

緒て、右のイングランド中世都市のアングロウーサクソン時代後期、発生説を提唱せんとするに當つて、曩に、われわれは、その前提として、先ずアルフレド大王の治世年間の第九世紀末葉以降エドガア王の治世年間の第十世紀末葉に至るまでの此の国のデイン人侵入期に於ける広汎なる商品流通 (Warenzirkulation) ・貨幣流通 (Geldzirkulation) の展開を、当代の諸王の成文法典への其の反映——其処に現われたる通貨、またその打造 (造幣) に関する諸規定の分析を通じて論證することから始め (本誌、第三十四卷第四号八七一頁)、次いでその後を承けて、暫く第十一世紀初葉この国を支配せるデイン王カニユートの法典 (彼以前のアングロウーサクソン諸王の制定法の遺産を全面的に継承する形で發布せられたる所の) における同様通貨また造幣に関する諸規定を吟味することに依つて、いま商品・貨幣流通のその後における進展を跡づける所があつたのであるが (本誌、第三十五卷第二号一七六—七頁)、われわれは今や此処で、アングロウーサクソン時代の後期この国の社会に於て右の商品・貨幣流通は抑々如何なる程度まで、如何なる範圍に亘り、如何なる規模を以て行われたのであるか、——換言すれば、当時この国の社会を全機構的に窮極に於て規定したところの経済的諸關係 (ökonomischer Verhältnisse) のいま支配的なる形態は、抑々貨幣経済 (Geldwirtschaft) であつたのであるか、夫れともまた自然経済 (Naturalwirtschaft) であつたのであるか、と云う問題を、更めて追究して見なければならぬ。

此の点に関しては、従来の諸研究にして之を明示的に解明したるものを筆者は未だ寡聞にして知らないのであるが、此の点がいま解明せられざる限り、先きのアングロウーサクソン時代後期イングランド社会に於てポロウの有したる所の歴史的意義の如きも猶之を客観的に明らかならしめたとは言ひ難いであろう。而して、此の重い問題解決へのさしあたり一つの突破口をなすところのもの、——夫れは、かの「征服」直後の一〇八六年に成れるところの

「ドゥウムズデイブク」、是れである。

すなわち、そのうちに、「ドゥウムズデイ調査」(Domesday Survey)の時点——一〇八五と六——の記述のみならず、アングロウーサクソン・イングランドの終期を劃するところの、エドワード懺悔王時代（一〇四二—一〇六六）に就いての記述をも亦含む、此の浩瀚・精緻且つほぼ全国的なる公記録に拠れば、<sup>496</sup>一〇八六年現在、全世帯数二八三、二四二のうち、大司教・司教、大小の修道院長等の聖界貴族 (Lord Spiritual) と並んで王より直接受封するところの、俗界貴族 (Lord Temporal) ——以上の一般にいわれる「直接受封者」(Tenants in Capite)、また直接的には斯かる聖俗の直接受封者より受封するところの・彼等以下の下層貴族——いわゆる「間接受封者」(Mesne Tenants)、これらの概して、ノルマン系の封建領主 (Feudal Lords) は、いま前者「直接受封者」が一、四〇〇弱、後者「間接受封者」が七、八七一、併せて九、二七一弱を算したるとき、此れら一般にノルマン系の封建領主の所有に支配に係わるところの *manerium* ——荘園において直接土地の耕作に従事せる、主としてアングロウーサクソン系の土着民たる一般に土地保有農民は、その基幹部分をなすヴィレン *villani* が一〇八、四〇七、之が補充的存在たる・ヴィレンよりもその保有地積の小なる、ボーダ *bordarii*、コッタ *colarii* (*cosets*, *cosceaz*, *coleri*) らの総じて小屋住農が、いま前者のボーダが八二、一一九、後者のコッタが六、八一九をそれぞれ算したのであって、之に対して当時ポロウに居住したる所の都市民 *burgenses* は僅かに七、九六八を算えるに過ぎなかつたのである。<sup>499</sup>その場合、上記の農村に居住したる所の一般にアングロウーサクソン系の土地保有農民の・まさに当代の富の原基形態をなすところの「土地」の保有——すなわち、所有 *Eigentum*; ownership に対する占有 *Besitz*; holding ——を許されたる代償として・各自土地所有者たる封建領主に対して帯びたる所の義務の基本的なるもの——第一義的なるもの、夫れが、決して貨幣形態に

おける種々なる貢納 (tributes; Abgaben) すなわち貨幣地代 (Geldrente) 給付の義務には非ずして、まさしく、現物形態における諸々の貢納すなわち生産物地代 (Produktrente) 給付の義務、延いては不拂労働 (unbezahlte Arbeiten) としての農耕労働たる各種の賦役 (labour services; Frondienste) すなわち労働地代 (Arbeitsrente) 給付の義務、——斯くの如きものに他ならなかった、と云うことは、いま、「征服」前夜の一史料——第十一世紀初葉成立と推定さるる《*Rectitudines Singularum Personarum*》に現われる——「ブク」におけるウィレン・小屋住農のそれぞれ先駆的存在に比定せられるところの、イェブール *gebur*, コトセトラ *kot-sella* の権利 (＝義務) に就いてのわれわれの分析に依って、瞭らかなる所である。<sup>(500)</sup> すなわち、われわれは、是れに依って、「征服」に至る後期アングロウーサクソンーイングランドの初期封建社会における支配＝隷属関係 (Herrschafts- und Knechtschaftsverhältnisse) の抑々中樞を形づくる農村に於ける領主＝農民関係は、基本的には、自然経済の基礎の上に成り立って、居たことを知り得ると同時に、斯かる自然経済の基礎の上に自給自足するところの基本的にいわゆる「拡大自己経済」 (erweiterte Eigenwirtschaft) の単位たる農村を窮極の基盤として聳立せるところの当時の後期アングロウーサクソンーイングランドの初期封建社会は、紛れもなく全体としてはいま自然経済が優位に立つところの社会であった、と考えざるを得ないのである。

このことは、当時の後期アングロウーサクソンーイングランドにおける、農村人口の総人口に対して占めるところの圧倒的に大いなる比重からも、凡そ之を窺うことが出来る。

いま、当時のイングランドの総人口を推測する手懸りとして又しても「ドゥウムズデーブク」を採り上げるならば、「そこに登録されて居る人々」 (recorded men) の数は、はじめ一八一六年かのエリス Henry Ellis は刻苦精勵の

末之を前掲の如く二八三、二四二と集計したのであるが、次いで一八九七年メイトランド F. W. Maitland は之を二七五、〇〇〇と算え、<sup>(501)</sup>最近ではメールテンス S. E. Mehtrens 女史は一九七三年イェイル大学へ提出せるその学位請求論文に於てダービ H. C. Darby 編『ドゥウムズデイのイングランド地誌』<sup>(502)</sup>第一巻より第五巻までを具さに検討したる結果として二九一、六五〇なる数値を「ブク」の登録者数として掲げ、また上記叢書の第六巻として一九七七年『ドゥウムズデイーイングランド』を発表せるダービ自身は此の数値を以て二七六、八六四となした。<sup>(504)</sup>斯くてわれわれはいま帰趨すべき所を知らざる状況に在るが、問題は、斯かる数値は元来「一世帯の長」(the head of a household)の数をこそ表わして居り、従つて総人口数を算出するために上記の孰れかの数値に抑々如何なる乗数 (multiplier) が掛けられるべきであるか、と云う点に存するのである。此の点は、ドゥウムズデイーイングランドの一般に家族規模は如何と云う凡そ困難なる問題に係わつてくるのであるが、メイトランドは夙に「議論の進行上」(for the sake of argument) 此の場合の乗数を以て五となし、そこに総人口一、三七五、〇〇〇なる数値を導出した。此の乗数五なる数字はその後一般に研究者たちに依つて受け容れられ、例えば一九六二年ロイン H. R. Loyn は前記メイトランドの一〇八六年現在のイングランドの推定人口数一、三七五、〇〇〇を以て、若しかすると夫れは「plausibility」の最低限度を表わして居るかも知れないとしながらも、今日なお「一つの穩当なる推量」(a reasonable guess) たることを認めて居<sup>(505)</sup>り、前記メールテンス女史もまたメイトランドの措定に係わる乗数五を以て彼女の集計せる「ブク」の登録者数より総人口を算出する際の推算の基礎となし、当時の総人口を彼女なりに（奴隸をも世帯を有つものと見て）一、四五八、二五〇と推定して居るのである。<sup>(506)</sup>併し、是れより先き、ラッセル J. C. Russell は、一九四八年その著『中世英国の人口』に於て、後世第十四世紀（一二七七）の人頭税報告書 (Poll Tax Returns) の証拠を援用しつゝ、乗数は断

然、三・五以下であるべきことを曰い、一〇八六年現在のイングランドの人口を以て凡そ一、二〇〇、〇〇〇なりと主張した。<sup>507</sup>併し乍ら、此のラッセル説における乗数三・五は、今日では多くの歴史家たち、——例えば、ティトウ、Z. Trow, またミラフ Edward Miller, ハッチャ John Hatcher らに依って、余りにも小さ過ぎると考えられて居り、結局のところ第十一世紀イングランドの一世帯はそのうちに四・五人ないしは五人を含んでいた、とすることに落着いて居るのである。<sup>508</sup>

かくていま、假に「ブク」の登録者数としては前述のダービの集計数二七六、八六四を採り、乗数を四・五とすれば、一、二四五、八八八、——また乗数を五とすれば、一、三八四、三二〇、が、夫々、一〇八六年現在のイングランドの総人口の推定数として與えられることになるのである。

是れに対して、然らば一方一〇八六年現在のイングランドの農村人口は如何。前述せる如く今日エリス以後「ブク」の夫れに関する新たな集計数をわれわれに提供する所の、前掲の『ドゥウムズデイのイングランド地誌』第一巻より第五巻迄の各巻の記述に前記、メルトン、ス女史とは、独立に、依拠しつつ、われわれが、一〇八六年現在の各州の「ブク」記載に係わる、『地誌』執筆者たちの謂う所の「農村人口」(rural population)——正確には農村に於ける世帯数——但し、筆者はそのうちにヴィレン・ボーダア・コッタアらの世帯数以外に猶賦役義務を負わざるところの自由土地保有農民(*liberi homines, sochemanni, etc.*)の世帯数をも之を含め、その代り元來世帯を構成せざるところの奴隸(*servi, ancillae*)の数值は之を度外視する——をいま累計するならば、二三五、四六五世帯なる数值が與えられるのであるが、是れにいま乗数四・五を乗ずるときは、一、〇五九、五九二・五となり、——またいま是れに乗数五を乗ずるときは、一、一七七、三二五、となつて、孰れにしても前記総人口の推定数一、二四五、八八八ないし一、三八四、三二〇に対する

ところの夫れの比率は〇・八五強となり、当時イングランドの農村人口は総人口のほぼ八五パーセントに達したことが、今や明瞭になるのである。而して、この間の消息はまた「征服」前夜のアングロウ・サクソン時代の後期にもひとしく当て嵌まるものと考えられ、その意味に於て後期アングロウ・サクソン・イングランドは飽くまでも農業国であつて、その住民の五分ノ四以上もの者がいま何らかの農業関係の営為に携わつて居た、斯かる後期アングロウ・サクソン・イングランド社会の経済的基礎が一般に、自然経済に存したることは、もはや是れ以上縷説するまでもなく瞭らかなる所であらうと思われるのである。

(495) 猶、此の点に關しては、次の一九七八年におけるP・H・ソウヤアの報告に注目せられたい、——「イングランドにおける都市の多くは曾てローマ都市の所在したる所に位置して居るが、ロンドンを考え得る限りでの唯一の例外として、夫れらは制度的に全く新しく創造せられたものである。若干のものは、ローマ時代より引続いて同じ空間が占められ、多くの場所に於てローマの建造物の遺跡、ローマの市壁の遺跡が、後世のイングランド都市がその内部に發達したところの物理的枠組を提供した、が、併し乍ら、ローマ都市の都市としての有機的組織は、凡そイングランドの都市的發展のための制度的枠組を提供するに足るほど然く永くは生き長らえなかつたのである。」 Cf. P. H. Sawyer, *From Roman Britain to Norman England* (London, 1978), p. 220. 而して、その「考え得る限りでの唯一の例外」をなすロンドンにしてからが、「たとえローマ時代から切れ目なしに其処に住人が居たにもせよ、彼等は、此の大都會の無断居住者 (squatters) であつた、と云うのは、考古学者たちのスベイドは今日まで、第五世紀以降〔第九世紀末葉の〕アルフレド大王時代に至る間の眞の定住 (real settlement) に関する證據を殆んど全く掘り出しては居ないから。」ロンドンには、「第五世紀に」ローマ人が此の市を引上げてから其の「アルフレド大王時代以降の」都市的再生 (the urban renaissance) に至るまでのあいだ一つの相当大的い場所 (a considerable place) ではあつた、然し夫れは決して人の定住した或は人口の多い一個の都市 (a settled or populous city) ではなかつた。」ロンドンは、「中略」そのローマ「時代」の過去を記憶に留めては居た、然し「アルフレド大王時代に至るまでの」初期中世に於ては、全く消滅することはなかつたにもせよ、夫れは「a shadow of a town」であつた」と、八〇〇—一一一六年の間の



- ロンドン史について初めて本格的な通史を物したところのブルックは曰く「居る」。 Cf. Christopher N. L. Brooke, *London, 800-1216: The Shaping of a City* (London, 1975), pp. 60, 90 & xiii.
- (94) H. R. Loyd, *The Governance of Anglo-Saxon England, 500-1087* (Stanford, California, 1984) [The Governance of England, Vol. I], p. 148.
- (97) 拙著『ノルマンン封建制の形成』(新版、一九七七年、御茶の水書房) 特記の第一篇「同じく『ノルマンン初期經濟史の諸問題』(一九七八年、山川出版社)」、特にその第四篇、参照。
- (98) 此処で「ほぼ全国的なる」と言うのは、周知のごとく、此の公記録には、当時なおウィリアム一世に依り征服せられた居なかつたところの・北部ノルマンンの四州——ノーサンブラン、Northumberland, ヌリン Durham, カンブリッジ Camberland, ヌホルブレイトン Westmorland の全部とノルカン、Lancashire の一部とに關する記述を缺く居るからである。
- 猶、その他、われわれの既に述べ見たる如く(本誌、第三十五卷第三号一八二頁)「ロンドン・ウイッチスタのほかにブリズトール、など若干の都市に關してもその全面的なる記述が缺如して居るのであるが、然し乍ら、この「チャルトズネーント」の依然此の時代大陸諸國に匹敵を見られるところの一大公記録たることは変りはない。
- (99) Henry Ellis, *A General Introduction to Domesday Book* (2 vols.; London, 1833), vol. II, pp. 511, 513 f. Cf. H. C. Darby, *Domesday England* (Cambridge, 1977) [The Domesday Geography of England, Vol. VI], pp. 63, 337.
- (100) 前掲拙著『ノルマンン封建制の形成』第四篇「Rectitudines Singularum Personarum」雑考」参照。
- (101) F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (Cambridge, 1897), p. 437.
- (102) The Domesday Geography of England——Vol. I: *The D. G. of Eastern England*, by H. C. Darby (Cambridge, 1952; 3rd edn, 1971); Vol. II: *The D. G. of Midland England*, ed. by Darby & I. B. Terrett (Cambridge, 1954; 2nd edn, 1971); Vol. III: *The D. G. of South-East England*, ed. by Darby & Eila M. J. Campbell (Cambridge, 1962); Vol. IV: *The D. G. of Northern England*, ed. by Darby & I. S. Maxwell (Cambridge, 1962); Vol. V: *The D. G. of South-West England*, ed. by Darby & R. Weldon Finn (Cambridge, 1967).
- (103) Susan Emily Mehrrens, *Commerce and Productivity in England, 973-1086*, Unpublished Doctoral Dissertation presented to Yale University, 1973, p. 151 (note 1).

- (86) Darby, *Domesday England*, p. 89 所掲の「1086年のインマンシェの人口」表より推算す。
- (87) H. R. Lown, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (London, 1962), p. 337.
- (88) Mehrrens, *op. cit.*, p. 151 (note 1).
- (89) J. C. Russell, *British Medieval Population* (Albuquerque, New Mexico, U. S. A., 1948), p. 54, quoted in J. Z. Titow, *English Rural Society, 1200-1350* (London, 1969) [Historical Problems: Studies and Documents, ed. by G. R. Elton, Vol. IV], p. 67.
- (90) Titow, *op. cit.*, p. 67; Edward Miller & John Hatcher, *Medieval England—Rural Society and Economic Change, 1086-1348* (London, 1978) [Social and Economic History of England, ed. by Asa Briggs, Vol. II], p. 29.
- (91) Cf. The Domesday Geography of England, Vol. I, pp. 51, 111, 169, 225, 292, 329; Vol. II, pp. 19, 72, 129, 190, 238, 290, 337, 373, 401; Vol. III, pp. 21, 70, 118, 160, 205, 258, 314, 382, 438, 513; Vol. IV, pp. 37, 119, 195, 253, 298, 350, 407; Vol. V, pp. 28, 90, 162, 247, 320. Also compare, Darby, *Domesday England*, pp. 63, 337 (Appendix 2), 338-45 (Appendix 3).

## 一九

われわれの考察を通じて瞭らかになったことの第二は、イングランド中世都市は抑々農村を母胎としてアングロウーサクソン時代後期にその呱呱の声をあげた、と云う、まさにそのことである。

先ずわれわれの留意しなければならないことは、後期アングロウーサクソンーイングランドから初期アングロウーノーマンーイングランドへかけて、そこには今日のわれわれの社会に於けるが如き都市的なるもの、農村的なるものとの著しい対照は決して存在しなかった、と云うことである。アングロウーサクソンの諸都市は押し並べてなにか耕地 (arable; Ackerflur) を有していた。而してその殆どすべてのものは夫れらの市壁 (wall; Mauer) の内部

に相当数の農作業従事者を包容して居て、彼等は屢々「ドゥウムズデーブック」においては宛も普通のマナの農民——  
ヴィレン、ボーダア、コッタアまたは其の他これらと同種の者でもあるかのように記述せられて居るのである。東  
部イングランドの一州ケイムブリヂシャー Cambridgeshire に関する「ブック」の記述は、いま、第十一世紀初葉のカニ  
ュート王の時代同地方のノーファック Norfolk 州のノリッチ Norwich またセトフォード Thetford などと並んで都市  
的繁栄を遂げた、<sup>(510)</sup>ケイムブリヂのポロウ (Burgum de Grentebrige) から始められて居るのであるが、その場合、此  
のポロウは瞭らかに大いなる農村的要素を内包して居て、その都市民たち (Burgenses) はエドワフアド懺悔王時代には  
年に三度その奉行 (vicecomes) に対して彼等の犂隊 (carrucis) を貸與する習わしがあった。然るに、「ドゥウムズデ  
イ調査」時点の一〇八六年になると、彼等は「その犂隊に依る耕作勞務提供の奉任的義務を懺悔王時代の夫れの三倍  
に相当する」「年に」九度、強要 (exigentur) されるようになった。又、一〇八六年当時には、都市民たちは、奉行  
が其処に三箇所の粉碾場 (molendinum) を建設したために削り取られて居たところの、彼らの共同放牧場 (commune  
pastura) の返還を要求しつつあった。<sup>(511)</sup>見られるように、まことに、曾てサルツマンも言える如く、「あらゆる事柄は  
ケイムブリチがいま一個の農業共同体 (an agricultural community) たることを示して居る」のである。<sup>(512)</sup>斯かる事情  
は、また、当代の法制面にも瞭らかにその反映が認められ、例えば、既にわれわれの第四節が之を明らかならしめた  
ように、かの第十世紀前半のエゼルスタン王第二法典第十二章は、都市 (bur) 内における動産の賣買に際して必要と  
される所の證言として、町奉行 (portgerafa) の夫れ、一人の正直なる者 (都市民) の夫れと並んで、そこに、フォウク  
ムート (folgemot) に依つて選出せられた gerefaf なるものの證言を挙げて居るのであるが、<sup>(513)</sup>此の場合のイエレヴァ  
は、瞭らかに町奉行のごとき王のイエレヴァではなく、その選出母胎たるところのフォウクムートは、いまシャイ

ア、とくにハンドレドの中核をなせる人民集会(民会)と、その歴史的本質を同じうするところの、都市における人民集会(民会)であったのであり、斯かる都市のフォウクムートに代表される一般にフォウクムートこそは、アングロウーサクソンの本来「moot-worthy(motworthy)」なる自由民(Free-man)たちが彼等の有せるフォウクライト(Folclite)にとついで伝統的に其処に出席する権利「と義務と」を有したる所のもの——その意味で、此の都市の人民集会(民会)の歴史的基础。前提をなせる所のものは、汎く一般にアングロウーサクソンの初期の自由農民の構成せる村落共同体(village community; Dorfgemeinde)なる農業共同体の人民集会(民会)に他ならなかつたのである。<sup>(514)</sup>

斯かる都市におけるフォウクムート—裁判集会は、右のエゼルスタン王のちにおいても、第十世紀後半に出現したエドガア王、ひいては第十一世紀初葉のカニユート王の夫々の法典に於て、一年に三回開催せらるべきものとして現われるが、<sup>(515)</sup>いまその最も典型的なるものを、われわれは、後期アングロウーサクソン時代のロンドンにおいて見出す。ロンドンには、かのエゼルレド二世時代のデイン人の第二次侵入期、南東部イングランドのウィンチスタ、北部イングランドのヨークYorkと並んでいま顕著なる興隆を示したが、エドワード懺悔王時代に一万を超える人口を擁した所の当時イングランド最大の此の都市には、その都市行政「裁判上の最高機関として、そこに、アングロウーサクソン、古来の人民集会のあらゆる特徴を具えた、フォウクムードが存在した。夫れは、「ロンドン司教座」聖パウロ大聖堂の直ぐ北東に位置する、今日の倫敦博物館の在る処より程遠からぬ、当市の地形的に最も高い所で、野外に於て開催せられた。夫れは、毎年三回の開期を有し、都市民たちは各人毎に呼び出しを受けることなく挙つて之に出席することが期待せられ、少くとも形式上夫れは此の市の良き秩序に最高の責任を負えるものであつて、<sup>(516)</sup>当時其処に於て或る者が法益被剝奪者(outlaw)として宣言せられ得たところの唯一の裁判集會を表わしたのである。

- (10) Loyn, *The Governance of Anglo-Saxon England*, p. 148.
- (11) *Domesday Book, seu Liber Censualis Willelmi Primi Regis Anglie* (ed. by Abraham Farley; 2 vols., Record Commission, 1783), Vol. I, folio 189. その他、ケイト・ベリキンの『西薩州ハンントン・ハンティングドンシャー・ハンントン』のボロン・ブタ (in *Burgo Huntedone*)、このボロンに (*ad hunc burghum*) ニン・イムと四〇・エイカ「二八〇エイカ」の土地 (*ii hida et xl acrae terrae*) 並に二一〇・エイカの牧草地 (*et x acrae prati*) が属し (*iacent*) して居たが、此の土地を都市民 *burgensium* の耕作して居る (*hanc terram colunt burgenses*) のべき。 Cf. D. B., Vol. I, folio 203.
- (12) L. F. Salzman, 'Introduction to the Cambridge Domesday', *Victoria County History, Cambridgeshire & The Isle of Ely*, Vol. I (1938, Oxford; Reprinted, London, 1967), p. 357. Cf. F. W. Maitland, *Township and Borough* (Cambridge, 1898; Reprinted, 1964), p. 9.
- (13) 本誌、第三十四卷第四号八七一―八頁、参照。
- (14) 同上号、九五頁、参照。猶、前掲拙著『イングランド封建制の形成』、九一―四、一三二―三、一六〇―一頁、参照。
- (15) 本誌、第三十四卷第四号九六頁、同誌、第三十五卷第二号一七六―七頁、参照。
- (16) F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (Oxford, 1943; 3rd edn., 1971) [The Oxford History of England, Vol. II], p. 539; Loyn, *The Governance of Anglo-Saxon England*, p. 151. 猶、本誌、第三十四卷第四号一〇六頁の註(74)参照。

## 110

われわれの考察を通じて瞭らかになったことの第三は、イングランド中世都市がアングロウ・サクソン時代後期において抑々農村を母胎として誕生を見るに到ったとき、その契機をなせる所ものは、局地的市場(≡定期的市場) (local market; periodic market) の成立であった、と云う、まさにそのことである。

此の場合に於ても、依然、われわれは差し当って「ドゥウムズデーブック」にわれわれの史的典拠を求めなければ

ばならないが、「ブク」の記述は、併しながら、こと市場に関する限り甚だしく不完全且つ非組織的なるものである。そこには当時六十箇所の土地に市場が存したることが記されて居るが、此の時代全イングランドを通じて市場が斯くも少数に止まったなどと云う事は到底信ぜられない。——東部イングランドにおける前記ケインブリチシャ、或いはエシクス Essex、或いは是れ又前出のハンティンダンシャ、また中部イングランドにおけるシュロプシャ Shropshire、或いはウォリクシャ Warwickshire、あるいはラトランド Rutland、また南東部イングランドにおけるミッドウルセクス Middlesex、或いはサリ Surrey、或いはサシクス Sussex、また北部イングランドにおけるノティンガムシャ Nottinghamshire、或いはダービシャ Derbyshire、或いはチェシヤ Cheshire、また南西部イングランドにおけるドーシト Dorset——これら十三の州に関するかぎり、「ブク」は、夫々全州を通じてそこに一つの市場だに存しなかつたものの如く記して居るのであるが、エシクスにおけるコウルチスタ Colchester、ケイムブリチシャにおけるケイムブリチ、シュロプシャにおけるシュルウズベリ Shrewsbury、ウォリクシャにおけるウォリク等のポロウにいま如何なる市場も存在しなかつた、などと云うことは、少くとも考え得られないことなのである。<sup>(517)</sup>而も亦実に意外なことには、其処に市場が存するにしても「ブク」に於ては必ずしもその土地がポロウとして記されて居ないことであつて、前記六十箇所のうち「ブク」に於てポロウとして記されて居るのは僅かに十九箇所に止まり、<sup>(518)</sup>是れはいま「ブク」に記述せられたすべて一一二のポロウ（一〇八六年現在）<sup>(519)</sup>のまさしく〇・一七弱にしか当たらないのである。

斯くの如くこと市場に関する限り其の記述の甚だ不完全且つ非組織的なる「ブク」ではあるが、夫れにも拘らず、われわれは、其処に、なお、次のごとき、イングランド中世都市の農村を母胎とする其の発生過程に於て凡そ局地的市場（＝定期的市場）の演ぜるところの積杆的役割を窺、察せしめるに足る諸記述を、見出すのである。

まず東部イングランド・サファク Suffolk 州の北部のホクセン Hoxne (Hoxana) なる一小村に關し「ブック」は曰う。——エドワード懺悔王時代此処ホクセンにおいてセトフォド (ノーファク州) の司教アイルマール *Ailmarus* は九カリユキット (＝九ハイド) の土地を一つのマナとして (*pro manerio*) 領有して居たが、「中略」このマナでは懺悔王時代に一つの市が立つ習わしであった (In hoc manerio erat unum mercatum T. R. E.)。而してウィリアム征服王の入国以後も「そのまま夫れは存続した」、夫れは「毎週」土曜日開設せられたのである (et post quam *Willelmus rex advenit; et sedebat in Sabbato*)。然るに、ウィリアム・マレット *Wilhelm Malet* なる者が、「ホクセンの南西三マイルの地点に在る・いま一つの小村の」アイ・アイ (*Eia*) において彼の城を築き、而してかの司教のマナにその市が立つ習わしであったと同じ日 (—土曜日) にウィリアム・マレットは彼の城内に於て別の市場を開設したので、その結果かの司教の市は甚大なる打撃を蒙り、最早夫れは幾ど價值無きに等しくなり、今や夫れは金曜日開催せられて居るのである、が、他方、アイの市場は「相渝らず」土曜日に開かれて居る (∴ et *W. Malet fecit suum castellum ad Eiam et eadem die qua erat mercatum in Manerio episcopi W. Malet fecit aliud mercatum in suo castello et ex hoc ita peioratum est mercatum episcopi ut parvum valent; et modo sedet die venenis. Mercatum autem de Heia sedet die sabbati.*)。

ところで、おなじサファク州に關する「ブック」の中には、右のホクセンに關する記述に先んじて別にアイについて——アイにおいてはエドワード懺悔王時代にエドリック *Edricus* なる者が二ニカリユキット (＝二ニハイド) の土地を領有して居たが、今や「調査」時) ロンバート *Robertus* なる者が夫れら「の土地」を直領地として (*in dominio*) 領有して居る、「中略」而して「其処には」今や「懺悔王時代には存在して居なかつた所の」一つの市場が存在して居

る、「中略」而してその市<sup>も</sup>の立つ広場」を取り囲んで二十五人の都市民たちが「各々」其の居を構えて居る（et modo i mercatum... et in mercato manent xxv burgenses.）とあるのである。<sup>(521)</sup>

斯くていま先きの記述と此のたびの記述とを爰に綜合してみると、別に、マナとしても表現せられて居る此のアイなる村には、一〇八六年の「調査」時点において元来ウィリアム・マレットの築ける城の内部の土曜市の立つ広場の周辺に二十五人の都市民たち（burgenses）が夫々その居を構えて居り、此のマナが一面ポロウの性格を有して居たことが知られるのであるが、いま此処で注意に値いするのは、アイがそのホクセンとのあいだに生じた所の経済的闘争に打ち勝ってホクセンの土曜市を圧倒・破壊し自己をポロウとして確立せしめてゆく過程に於て、定期的市場が抑々重要な一つの役割を果しつつあると同時に、そこにまた一般に城郭に依るところの掩護なる事実が存した、と云うことである。即ち、此の城郭の掩護なることこそは、商人たち、遍歴商人たちの平和裡の商取引の遂行に當って必須不可欠な「市場の平和」(Marktfriede)なる環境条件を確保するものであったのである。

このことは、次に、中部イングランド・スタフアードシャー Staffordshire 東部のトゥウトベリ Tutbury のポロウに就いての「ブック」の記述に拠っても、瞭らかに実證せられる。即ち、そこには、次のごとくあるのである。——「一〇八六年現在」ヘンリー・ドゥワーフェレル *Henricus de Ferreres* はトゥウトベリ *Toteberie* の城を所有して居る、城の周りのポロウには、市場「関係」の四十二人の者が居て、彼等は唯只管に商業に献身して居り、市場使用の手数料を込めて (*cum foro*) 「年間」四ポンド一〇シリングを「彼等の共同の負担の下に」[「城の建設者たるヘンリー・ドゥワーフェレルに」納めて居る (Henricus de Ferreres habet castellum de Toteberie. In Burgo circa castellum sunt xlii homines de mercato suo tantum viventes et reddunt cum foro iv libras et x solidos.)] <sup>(522)</sup>。——此



処に現われる所の四十二人の者がいま都市民(*burgenses*)と称ばれて居ないことは確かであつて、彼等は法的には斯かる者として未だ認められて居なかつたものではあるが、併しながら、「唯只管に商業に献身する」彼等がその生活の実態に於て、確實に農民ではなく、都市民であつたことには、疑問の余地は全く存しないのである。

更に、中部イングランド・グロスタシャ Gloucestershire の北部なるテウクスベリ Tewkesbury 郡(hundred) 一帯を蔽う・老大なる王領莊園(royal manor)の本領(*caput*)たるところのテウクスベリも一面またポロウ(royal borough)の性格を有したのであるが、此のテウクスベリに関する「ブク」の記述には、次の如き一節がある。——テウクスベリ *Teodesberie* に於てはそこに今や(一〇八六年現在)十三人の都市民たちが存して居て、彼等は年間二〇シリング(一ポンド)を「ランドーガウォルとして王に」納めて居る、「そして其処にはまた」[ウィリアム征服王の]后<sup>Matilda</sup>「にして今は亡きマティルダ Matilda」の其の地に初め開設(*constituo*)せるところの一つの市場が在つて、夫れは一シリング八ペンス「の市場税」を「王に對して」納めて居る(Apud *Teodesberie* sunt modo xiii burgenses reddunt xx solidos per annum. Mercatum quod regina constituit ibi reddit xi solidos et viii denarios)。

以上、きわめて少数の「ブク」の諸記述を拾つてみても、われわれは、アングロウーサクソンーイングランドからアングロウーノーマンーイングランドへの転換期に際して、飽くまで地方農村のマナを母胎に、如何にしていま局的市場(＝定期的市場)の成立を契機としてポロウが形成せられていったか、ほぼその輪廓を知り得るかと思われるのであるが、その場合、われわれはまた、ポロウの形成に際して城郭の果せるところの役割も之を無視し得ざるものあることを、改めて知らしめられるのである。

既にわれわれが本篇第四節に於て之を瞭らかならしめた如く、抑々アングロウーサクソン時代後期の第一次ドイツ人侵入期に於ては、エゼルスタン王の第二法典第十二章・第十三章・同第一條の諸規定がいま明らかに之を證明して居るように、元来、少くとも法制上に於ては、軍事的拠点としての城砦（＝避難場所）たるところのブルフ *burgh*、ブルグ *burg* すなわちポロウと、そこで賣買・交易の行われる商品交換・商品流通の場としてのポルト *port* とは截然区別せられて居たのであるが、夫れが、第十世紀前半の同王の時代から同世紀後半のエドガー王の時代になると、もはやエドガー王の第四法典第六章の規定にいま明らかなる如くそこに商品の購入・賣却の場としてのポロウが現われるようになり、その初め異なる二つの存在として出發したところのポロウ（ブルフ・ブルグ）とポルトとは今や此処に到つて現実に融合・合一するに到つたのであつた。その際、少くとも一部のポルトは、夫れらが現に行われて居る交易の集中点であつたればこそ、いま防禦工事を施されてポロウに轉換せしめられる、と云つた場合もあつたことと思われるのである。<sup>(524)</sup>

而して、一般に市場は、当該ポロウの領主に対して、先きにわれわれの之を見たるが如き、市場使用の手数料―市場税、或いは元来斯かる市場の関係者たちの居住する所の屋敷に賦課される慣習的貢租、その他諸種の財政的収入を齎らしたことは、言う迄もない。その額は「ブク」に於ては年間最低は四シリングから最高は一一ポンドに亘つたと言われて居るが、然し乍ら――いま当該ポロウの領主が国王である場合を除き――夫れらは必ずしも常に単一の領主の手許に全額入るものとは限らなかつた。例えば、いま東部イングランドのサファク州北西部の一ポロウ―ベクルズ *Becles* に関して「ブク」の記述する所に従えば、此処ベクルズ *Becles* においては聖エドマンド修道院 *Sanctus Edmundus* がエドワード懺悔王時代に二カリュキット（＝二ハイド）の土地を一つのマナとして（*pro manerium*）領有

して居たが、「中略」[「一〇八六年の「調査」時には」其処に一つの市場が存し、二十六人の都市民たちが居て、「前記エドモンド修道院の」院長がその市場「より上がる」といふの一切の収入」の四分ノ三を取得(*habeo*)し、王がその「残り」の四分ノ一を取得し居る(…: *et i mercatum, et xxvi burgenses, et abbas habet iii partes de mercato, et rex quartae.*)」(526)。

- (17) Darby, *Domesday England*, pp. 318, 369-70(Appendix 17); Rex Weldon Finn, *Domesday Book: A Guide* (London, 1973), p. 92; *Idem*, *An Introduction to Domesday Book* (London, 1963), p. 165.
- (18) Darby, *op. cit.*, pp. 318, 369-70(Appendix 17).
- (19) Darby, *op. cit.*, pp. 296-7(Fig. 102).
- (20) *D. B.*, Vol. II, folio 379.
- (21) *D. B.*, Vol. II, folio 319 b.
- (22) *D. B.*, Vol. I, folio 248 b.
- (23) *D. B.*, Vol. I, folio 163 b. 因みに、此の記述部分中の「ランドーガヴォル」については、本誌、第三十四卷第三号四一六頁参照のいふ。
- (24) 本誌、第三十四卷第四号八七—八、九二—四頁、と、一〇四—五頁の註(69)、参照。
- (25) Darby, *op. cit.*, p. 318.
- (26) *D. B.*, Vol. II, folio 369b-370.

一一

われわれの考察を通じて瞭らかになったことの第四は、後期アングロウサクソンーイングランドからアングロウーノーマンーイングランドへかけて、ポロウは、其処に於ける造幣所(*moneta; mint*)の存在がいま大いなる村落

からさえも自らを識別せしめることの重要な標識をなした、と云う、まさにそのことである。

既にわれわれが是れまた本篇第四節に於て之を見たる如く、第十世紀前半のエゼルスタン王第二法典第十四章には「王権の及ぶ限りのすべての地域に亘りて」一つの打造貨幣 (*an mynet*) の存すべきこと、而して何人と雖もポルト以外の場所に於て貨幣を打造 (*mynetian*) すべからざること」が規定せられて居て、そこに造幣における 'centralization' が高らかに宣明せられたのであるが、その一方また同法典第十四章第二條に於ては、すべてのポロウ (*burg*) にいま一名以上、造幣人 (*mynetere*) の常時存在すべきことを規定せるなかに、キャンタベリ Canterbury、ロチスタ Rochester の両司教座都市について、前者では七名の造幣人のうち四名は王の、二名はキャンタベリ大司教の、一名は聖アウグステイノ修道院長の夫々造幣人の存在すべきことが、後者では三名の造幣人のうち二名は王の、一名はロチスタ司教の夫々造幣人の存在すべきことが規定せられて居て、そこに一面造幣の 'decentralization' も明らかに許容せられたのであった。<sup>(527)</sup> 而して、第十世紀後半のエドガ王の時代に至ると、いま同王第三法典第八章では、是れ又既にわれわれの第四節に於て之を見たるごとく、「王権の及ぶ限りのすべての地域に亘りて通用 (*gungun*) すべ」き所の「一つの打造貨幣 (*an mynet*)」の「受領」を「何人と雖も拒否 (*forsacan*) することあるべからざる」ことが規定せられて、そこにわれわれは今や当該打造貨幣が、一般的「無条件的にその受領を保證せられた所の「一般的流通手段」——強制通用力の有る法定貨幣 (*tegal tender*) として正に自らを確立せしめたことを知るのであるが、夫れと同時に、斯かる法定通貨の発行権は独り国家——国王にのみ帰属することとなつて、爰に全国に亘りて汎く各地に分散所在せるところの多数の造幣所に於ける——王または特定の高位聖職者（——聖界貴族）の造幣人たちは、今や中央より支給せられる——発行権者たる王の銘文 (*legend*) の彫られたる通貨表面 (*obverse*) の打ち型 (*die*) と、当該造幣人と造幣所との銘文

の彫られたる通貨裏面(reverse)の打ち型とき、地金の銀を間に挟んで、打ち合せる(to hammer, to strike)とて依って、すべて一樣なる銀貨 *Denning* を打造することになったのである。<sup>(528)</sup>

その場合、是れまた既に本篇第五節に之を見たる如く、今日、出土したる打造貨幣の裏面の銘文を手懸りとして進歩せる古銭学(Numismatik)の研究成果に基き、懺悔王時代各地の造幣所に於て同時に働きつつあったところの造幣人(Moneyer)の多寡に従つて、後期アングロウ・サクソン・イングランドにおけるポロウを列挙してみるならば、二十名以上の造幣人が同時に働きつつあったロンドンを筆頭に、以下、十二名のヨーク、八名ないし九名のウィンチスタ・リンカン Lincoln、少くとも八名のチェスタ Chester、少くとも七名のキャンタベリ・オクスフォード Oxford、少くとも六名のセトフォード・グロスタ・ウスタ Worcester、の順となる。——斯かる序列が、抑々当時のイングリッド中世都市の夫々の地方的市場の規模の大小、その経済的に支配するところの市場圏の広狭をそのまま、即自的に反映して居るか否かは、今日知られる打造貨幣が何と言つても偶々発見せられたるものに過ぎず、又夫れらのすべてが現実に流通せるものなりや否やも不明なるがゆえに、疑いなしとしない。併し乍ら、これらのポロウの名稱がいまエドワード懺悔王時代に最も重要であつたところの商品交換・商品流通の中心地の一覽表を少くとも近似的に現わして居ると云ふことは、間違いない所であらう。<sup>(529)</sup>

而して、今日古銭学者たちに依つて、第十一世紀の後期アングロウ・サクソン時代にイングランドに於て操業して居た造幣所の所在地としてはその八十箇以上ものが通貨裏面の銘文との同定(identification)の結果明らかにせられて居るのであるが、そのうちいま「ドウムズデーブック」の懺悔王時代の記述に言及せられあるものは僅かに十一を算えるに過ぎない。<sup>(531)</sup> 此れら十一のポロウのうち、先ず、中部イングランド・ウスタシャの州都ウスタに就い

ては、「ブック」には、此の都市の各々の造幣人 (*monetarius*) は、懺悔王時代、通貨 (*moneta*) が更新 (*vertio*) せられたるときは何時にても、その通貨の打ち型 (*cunaeis*) を受領 (*accipio*) せんがためにロンドンにおいて二〇シリングを支拂えぬ (*Quando moneta vertebatur quisque monetarius dabat xx solidos ad Iundoniam pro cunaeis monetae accipiendis*) 旨の記述が為されて居る。<sup>(53)</sup> 是れに依つて、われわれは、そこに複数存在したところの此の市の造幣人たちは、エゼルレド二世の治世以来もはや確立せられて居た所の幣制上の慣行に従い、一定年数—ほぼ六年—の間隔を置いて周期的に通貨の更新 (*recoinage*) すなわちペニング銀貨の特定型式 (*type*) の更改が行われるその都度、新しい通貨表面の打ち型をロンドンにおいて受領するたびに、一定金額の手数料を王に支拂わねばならなかったことを知り得るのであるが、斯かる「通貨が更新せられるその都度」 (*quando moneta vertebatur*) 為されたところの一定金額の支拂いなることは、南西部イングランドの一州ドーシトの、いまそこに三人の造幣人の存するシャーフトベリ Shaftsbury, *se*) に夫々二人の造幣人の存するドーチスタ Dorchester ならびにウェアラム Wareham, *se*) に一人の造幣人の存するブリドポート Bridport の、以上四つのポロウに関する「ブック」の懺悔王時代の記述に於ても亦現われて居る所である。<sup>(53)</sup> 但し、その際、一人の造幣人の王に対して支拂うべき金額は、先きのウスタの場合夫れが二〇シリングすなわち一ポンドであったのに対して、此処ドーシトの四つのポロウの場合には夫れがいずれも、一銀マルクすなわち二三シリング四ペンスと二〇シリングすなわち一ポンド—計一ポンド一三シリング四ペンスであると云う金額の上での相違はあるが。而して、当時斯かる金額の支拂いの実態が抑々如何なるものであったかは、われわれは是れを中部イングランドの一州シユロプシャのシユルウズベリに関する「ブック」の次のごとき記述に就いて見ることが出来る。すなわち、そこには、「王（—エドワード懺悔王）は其処（シユルウズベリ）に三人の造幣人たちを有し

て居たが、彼等は、王国の他の造幣人たちが為したように (*ut alij monetarii patriæ*)、彼等の貨幣の打ち型 (*cuneos monetae*) を購入 (*coemo*) したあと、十五日目に、王に対して、各々二〇シリング (一ポンド) を支拂った。そしてこのことは何らかの通貨の更新 (*moneta vertente*) が行われるたびごとく為されたのである (Tres monetarii habebat ibi rex qui postque coemissent cuneos monetae ut alij monetarii patriæ xv die debant regi xx solidos unusquisque et Hoc fiebat moneta vertente.)<sup>(534)</sup> 是れに由つて之を観れば、当時饑梅王時代一般に後期アングロウサクソン・イングランドに於て行われた所の、周期的な通貨更新 (*recoinage*) に際して各地の造幣人たちが中央から通貨表面の打ち型を手に入れる行為は、その実態に於てまさしく購買行為に他ならず、斯くて王はいま彼等に強制的に打ち型を買い取らしめたものであることが判明するのである。

猶、中部・イングランドの一州・ハリフォドシャ Herefordshire の州都ハリフォドには、饑梅王時代そこに七人の造幣人が居て、いまそのうちの一人はハリフォド司教の造幣人であった (*Septem monetarii erant ibi. Vnus ex his erat monetarius episcopi.*)<sup>(535)</sup> とは曾てわれわれの之を見たところであるが、此の司教座都市に於ても饑梅王時代貨幣が更新 (*renovo*) せられた時には、彼等 (一七人の造幣人) の各々は、打ち型を手に入れるために「ロンドンに出て」一八シリングを支拂ったのであった。然し乍ら、爰に注意すべきは、此のポロウの場合には、以上に止まらず、彼等が「ハリフォドに」帰来した日から一ヶ月以内に、彼等 (一王の六人の造幣人たち) の各々は王に二〇シリング (一ポンド) を支拂い、而して同様に「ハリフォドの」司教は彼の造幣人から二〇シリングを取得したのであった (*Quando moneta renovatur dabat quisque eorum xviii solidis pro cuneis recipiendis et ex eo die quo redibant usque ad unum mensem dabat quisque eorum regi xx solidos et similiter habebat episcopus de suo*

monetario xx solidss.)<sup>(536)</sup>。

夫れでは、以上のごとき後期アングロウ・サクソン・イングランドにおける各ポロウの造幣所は、「征服」とともに今や如何なる運命を辿って行ったであらうか。

爰に於て先ず注意せられねばならないことは、是れまた既にひとたびわれわれの之を本篇第七節に於て見たること<sup>(537)</sup>「征服」を中に挟んでそこに抑々、イングランド幣制史上「断絶」(Katastrophe; cataclysm)が存しなかつたと云う、まさにそのことである。即ち、イングランドの既存の貨幣制度は「征服」以後も依然本質的に渝ることなくノルマン王朝の支配の下に「連続」的發展を遂げて行つたのであつて、さしあたり「征服王」ウィリアム一世はイングラント古来の造幣機構の根本を猥りに改変することはなかつたのである。彼は、当時ヨーロッパ切つての優良なる通貨——手際よくデザインせられ、その仕上がりが一応の水準に達したところの、良質の銀で造られたペニ——その当時の大陸フランスのドゥニエ貨等よりも其の重量・品質のいずれの点でも立ち勝つたところのペニ銀貨を、之を打造する所の・王権の打ち型統制下に在る各地の造幣所の組織ともども、継承したのであつた。<sup>(538)</sup>

斯くして今や征服王時代この国の造幣の本質的な枠組は、凡そ一八〇名の造幣人が約六十六の造幣所に配置せられて居ると云う形に於て成り立って居たことが、今日古銭学(Numismatik)の領域に於て出土せるペニ銀貨の一般に銘文(Legend)研究の結果明らかとなつて居るのであるが、その場合、斯かる造幣所の存在は当時依然として「征服」以前に引続いてポロウの資格條件の一つを構成したのであつた。

いま、斯かる造幣所の征服王時代に存在するポロウとして「ドゥウムズデーブク」に記述せられあるものを検するに、僅かに十七に止まるのであるが、<sup>(540)</sup>此れら十七のポロウを、さきの古銭学の研究に依つて今日明らかにされて居



る、征服王時代造幣の本質的枠組を成せる所の約六十六の造幣所のリストと照合して、その造幣人の多寡に従つて列挙してみると、北部イングランド・ヨークシャの州都ヨークを筆頭として、以下、東部イングランド・リンカンシャの州都リンカン、おなじくノーファクのセトフォドまたノリッチ、おなじくサファクのイプスウィッチ Ipswich、おなじくエシクスのコウルチスタ、南東部イングランド・オクスフォドシャの州都オクスフォド、中部イングランド・グロスタシャの州都グロスタ、南東部イングランド・サシクスのウォーリングフォド Wallingford、おなじく同州のルーウィス Lewes、南西部イングランド・サマシントのバース Bath、中部イングランド・レスタシヤ Leicestershire の州都レスタ、北部イングランド・ノティンガムシヤ Nottinghamshire の州都ノティンガム、南西部イングランド・ウィルトシヤ Wiltshire のマームズベリ Malmesbury、おなじくサマシントのトーンタン Taunton、東部イングランド・サファクのサドベリ Sudbury、南東部イングランド・サシクスのペヴェンジ Pevensy、——以上の如き順となる。而して、右のボロウの序列のなかで、先ずヨークは、——「ブク」に拠れば、エドワアド懺悔王時代、このボロウは七つのシャイア (scyre) に分れて居て、そのうち六つは王に属し、一つは当市の大司教 (archiepisopus) に属し、王のシャイアの一つもその三分の一は大司教に属して居た。而して其処には一、八七五の *mansiones hospitales* (人の現に住んで居る住居) が存して、当時その総人口は凡そ八、〇〇〇ないし九、〇〇〇に達したと推定せられる。征服王時代に就いては斯かる推定を可能ならしめる *mansiones hospitales* の数字はいま「ブク」に於て與えられて居ないが、恐らく懺悔王時代よりはヨークの総人口は可成り大幅に減少したものと想像せられる。而して「ブク」に拠れば、征服王時代「そこに「バユール Bayeux の司教オドー Odo と共に」と征服王の違父兄弟で王国最大の直接受封者の一人である」モルタン Mortain 伯「ロベール Robert」が一四戸の住居 (*mansiones*) を有し、且つ食

料品市場 (*macellum*) に於て二軒の賣店 (*bancos*) を有し、且つ聖クラックス教会を有して居る」(Comes de morionio habet ibi xiiii mansiones et duos bancos in macello, et ecclesiam Sanctus crucis.) とあり、当時北部イングランドの此の大いなる都市が市場を有するところの商業上の一中心であったことを物語るが、其処にはまた、「ニジェルドワーモネヴィル Nigel de Monneville [なる俗界貴族] が或る一人の造幣人 (*monetarius*) の「住む」戸の住居を有して居る」(Nigelus de monneville habet i mansionem cuiusdam monetarij.) とあるのが注目を惹く。<sup>(541)</sup>ところが、今日出土へニ銀貨の銘文研究を通して古銭学のわれわれに提供するデータでは、此の市は、征服王治世のほぼ一〇七〇年迄に於ては、その造幣人の数は十二名の多きを算え、是れは、ほぼ一〇七五年迄のロンドンの造幣人の数にまさに匹敵したのである。尤も、ヨークの造幣人は、今日古銭学の教える所ではほぼ一〇七〇年(?)以後四名にまで減少して居るが、夫れにしても、右の一〇八六年時点の「ブクに」記述せられたヨークの造幣人の数一名よりは多いのである。

次に、リンカンは、元来、同じ州のスタムフォード Stamford、レスタシャのレスタ、ダービシャのダービ、ノティンガムシャのノティンガムと並んで、かのデインロー Danelaw 地方にその初めデイン人に依って創建せられた所謂「五城市」(Five Boroughs) の一つに属するが、「ブク」に拠れば、懺悔王時代そこに一、一五〇人の住める住居 (*mansiones*) が在り、その総人口は恐らく六、〇〇〇近くあったであろうと思われる。併し「征服」後は、ヨークの場合と同様築城の余地を創り出すためにその住居の一部が取り壊されるなどがあったことがあって衰微し、一〇八六年の「調査」の時点では此の市の人口は約四、〇〇〇ないし五、〇〇〇に減少したと想われる。而も猶、征服王時代、此の市の造幣所 (*moneta*) は、凡そ「ブク」に当該ポロウの造幣所が一年間に王に納める貢租額に就いての記述の有るところの十三のポロ

ウのなかで最も多額の、七五ポンドを納めたのである(Moneta reddit lxxv libras.)<sup>(543)</sup>が、そのことは、今日古銭学の研究成果に照しても裏付けられ、此の市の造幣所には、征服王の治世のほぼ一〇七五年迄に於ては、そこに、ロンドン・ヨークに次ぐところの、八名の造幣人が存したことが、明らかにされて居るのである(尤も、ほぼ一〇七五年以後に於ては、此のリンカン市また、その造幣人の数は二名に減少するのではあるが)<sup>(544)</sup>。

夫れでは、いま或るポロウの造幣所が王に一年間にX額の貢租を負担するとは、具体的には抑々如何なることを意味したのであろうか。此の点を明らかならしめるものは、ウィルトシャのマームズベリの征服王時代に関する「ブック」の記述である。そこには、次のごとくある。「夫れの造幣所のゆゑに当ポロウ夫れ自身がいま一〇〇シリング(一五ポンド)を支拂<sup>(545)</sup>」(De moneta reddit ipsium burgus c solidos.)と。是れに由つて之を觀れば、其処に造幣所の存する所の都市共同体は、その造幣所のために毎年王に対してX額の貢租を収むべき義務を有したのであつて、斯かるX額は畢竟当該都市共同体の成員たる都市民全員に依つて平等に負担せられたものであろう。而して、当地の修道院よりのかのベードグ以来の歴史家と言われる・マームズベリのウィリアム William of Malmesbury († ca. 1142) の出身した此のポロウは、いま当該造幣所の存在夫れ自体が明らかにその局地的市場圏の中心たることを示唆して居るのであるが、今日古銭学の研究に依つて、征服王時代このポロウの造幣所に存したところの造幣人の数は、孰れも「ブック」の征服王時代の記述にその造幣所の現われるサマシトのトーンタン、サファクのサドベリ、サシクスのベヴェンジと同様に、一名であつたことが知られて居るのである。<sup>(546)</sup>

(527) 本誌、第三十四卷第四号八八一―九、九七一―八頁、参照。

(528) 同上号、八九、九九頁、参照。

- (82) 本誌、第三十五卷第二号、二二頁、参照。
- (82) Cf. Susan Reynolds, *An Introduction to the History of English Medieval Towns* (Oxford, 1977), p. 34.
- (83) Cf. Darby, *Domesday England*, p. 371 (Appendix 18).
- (83) *D. B.*, Vol. I, folio 172.
- (83) *D. B.*, Vol. I, folio 75.
- (83) *D. B.*, Vol. I, folio 252.
- (83) 本誌、第三十四卷第四号、一〇七頁の註(83)参照。
- (83) *D. B.*, Vol. I, folio 179.
- (83) 本誌、第三十五卷第四号、二二頁、参照。
- (83) Michael Dolley, *The Norman Conquest and the English Coinage* (London, 1966), p. 11 f., 34 ff.; D. M. Stenton, *English Society in the Early Medieval Ages (1066-1307)* (Harmondsworth, 1951; 2nd edn., 1952), p. 13; C. H. V. Sutherland, *English Coinage, 600-1900* (London, 1973), p. 46.
- (83) Dolley, *op. cit.*, p. 13. 因て「征服」以後征服王の一段と強化せられたる造幣の中央統制の段階に於ては、もはや王の頭部と稱号とを刻せるさうの通貨表面 (obverse) の打ち型 (die) のみならず、各地の造幣人並びに造幣所の名を刻せるさうの通貨裏面 (reverse) の打ち型も亦、その制作が中央のロンドンなる——一人のノルマン官僚たる金細工師 (*aurifer*) のオッター Otto なる人物の手に独占的・世襲的に集中せられるに到り、その結果として各地の造幣人は今や唯単に打造貨幣の生産行程に於ける職人たちの監督の責に任せるさうの「a local mint-master」たるに可まらなくなつたのであす。
- Cf. Sutherland, *op. cit.*, p. 46, note 3, 5.
- (84) Cf. Darby, *Domesday England*, p. 371 (Appendix 18).
- (84) *D. B.*, Vol. I, folio 298. Cf. Darby & Maxwell (eds.), *The D. G. of Northern England*, pp. 154-8; Darby, *op. cit.*, p. 304.
- (84) Dolley, *op. cit.*, p. 13 f. 猶、ロントンの造幣人の数も、ほぼ一〇七五年(○)迄の十二名からほぼ一〇七五年(○)以後八名にまで減少を見た。 Cf. Dolley, *ibid.*, p. 13.

- (53) D. B., Vol. I, folio 336 b. Cf. Darby, *The D. G. of Eastern England*, p. 78 f.; *Iidem*, *Domesday England*, p. 305.  
 (54) Dolley, *op. cit.*, p. 13 f.  
 (55) D. B., Vol. I, folio 64 b.  
 (56) Dolley, *op. cit.*, p. 14.

二二

然らば、斯かるボロウを中心とするところの局部的市場圏(local market area)は、いま如何にして生成し来たものであろうか、——此の点に就いては、われわれは、本篇第九節その他に於て屢々随時随処に之を垣間見て来た所ではあるが、<sup>(547)</sup>何よりもまず農村における一般に社会的生産諸力の発展こそがその出发点として把えられなければならぬ。即ち、もと父家長制家族(patriarchalische Familie)の閉鎖的家内経済(geschlossene Hauswirtschaft)——純粹の自己生産(reine Eigenproduktion)の解体に伴ひ成立を見たるところの、村落共同体内分業關係に於て、從來、一般的報酬の原則(das Prinzip der generellen Entgeltlichkeit)にもとづき共同体に依つて食糧その他を支給せられ、その生活を保障せらるる所謂「村抱え」(Deming—*dynoria*)として存在し来たところの莊園の村落手工業者(Dorfhändler)たちは、今や彼等の労働の生産性の上昇とともに彼等に村落に対するノルマとして義務づけられただけの手工品の生産以外に時間の余裕を生ぜしめ、彼等をして斯かる時間を利用して村落民の個別的、個人的な需要のための生産に従事することを可能ならしめるに到つたのである。そこに現われたのが、自らは原材料を所有せず、原材料の生産者たる注文者(=消費者)からの原材料の提供を俟つて自己所有に係わる労働手段=道具を以て手工品の製作に従事し、当該製作に費せる労力に対する特殊=個別的な報酬(spezieller, individueller Entgelt)すなわち

賃銀(Lohn)が専ら彼の所得を構成するところの生産者に依る手工業生産——賃銀手工業(Lohnwerk)、是れである。しかしながら、此の手工業独立の第一歩を劃する賃銀手工業は、やがて、夫れ自体の内在的矛盾——夫れが注文を俟って初めてその生産の行われるため、消費者側における不意の需要が直ちには充足せられ得ない不便、また生産者側における空業の危険——に依って、本来の手工業たる價格手工業(Preiswerk)に推転・移行することとなった。即ち今や原材料を購入・所有し得るだけの貨幣を有する手工業者が随時之を購入・ストックして、消費者よりの注文を俟たずして製作に従事し、出来上った製品を商品(Ware)として、需要に依りて一定の價格(Preis)を以て販賣(verkaufen)するに到ったのである。その場合、此の生産が本質的に手工業たる所以のものは、その原材料を購入するための貨幣が未だ商業資本(Handelskapital)として商業利潤(kommerzieller Profit)を生むために用いられず、手工業者は依然として「賃銀」に依って衣食する所の独立の労働者である点、——その生産が窮極に於て広義の顧客生産(Kundenproduktion)の域を出でず本来直接的交換(direkter Austausch)を志向し、手工業者は小商品生産者であると同時に小商人である点、に存したのである。<sup>(548)</sup>

斯くして今や全く独立した小生産者たるところの莊園の手工業者・職人は、爰に経済的余裕を生じると領主から身的自由を購って、旅職人として出稼ぎをはじめ、消費力の集中せる他莊園に行商するに到った。而して手工業者としての行商人たちが斯かる消費力の集中せる中心地点に蟬集し定住するに到った結果、其処に手工業生産力が集中せられたが、そのことは同時に農業生産物に対する新なる消費力の集中を意味した。斯くて生産力と消費力とが或る程度まで大量的に、或る特定莊園に集中せられるようになると、此の両者を直接的に媒介する舞台として其処に週市(weekly market; Wochenmarkt)なる局地的市場(local market; Lokalmarkt)の成立を見、斯かる莊園は茲に漸く

ポロウなる中世都市的相貌を呈することとなつたのである。

では、斯かる局地的市場の局地的市場として機能する所の範圍——局地的市場圏の実態は、抑々如何なるものであつたであらうか。夫れは、ポロウの周辺農村の通常の莊園の農民が彼等の余剰生産物 (Meinprodukt) を当該市場に携え來つて賣却<sup>549</sup> 処分し、ポロウにおいて生産せられた手工業製品を購入、暗くならない裡に、帰宅し得る迄の時間の總計に依つて理論的には決定せられ、第十三世紀ブラクタン Henry de Bracton († 1268) の觀察せる所では、斯かる「遠出」(本篇第四節エドガア王第四法典第八章参照) は、いま全行程二〇マイル以上に亘ることはなかつたと言われるが、夫れは本来、まさしく一人の人間が徒歩にて、其処に赴きまた帰來することを得たところの全距離に相当したのである。その際、農民のポロウの市場に齎せる所の物資は、まず第一に広義の余剰農産物——穀物をはじめ種々なる酪農製品・果実・野菜等の食料品また家畜であり、家畜は此の時代可成りの長距離を生かしたまま移送し得たが、夫れと並んでいま農家の家内仕事 (Hauswerk) の余剰生産物——薪炭・皮革・さまざまなる衣料品等のあつたことがまた注目せられるのである。<sup>550</sup> 既に、「<sup>551</sup> 征服」以前におけるサウスハンプトンの 'mother church' たる聖マリア教会に關連してわれわれの之を見たる如く、<sup>552</sup> いったい此の時代に於ては、人びとは礼拝をなすべく集える際、礼拝が終れるあと猶賣買をなすべく留まるのが常例であつた。斯くて、週市なる定期的市場 (periodic market) は、人びとが教会に參詣する日曜日、まず以て日曜日として、教会前の広場に於て、自然發生的に——非法的に成立したのが、抑々その濫觴をなしたのであらう。——其処に、いま自家の消費に余つたところのバター・チーズ・鶏卵・<sup>553</sup> 雛を詰め籠に入れた農婦、羊あるいは牝牛を賣らんとする百姓、彼の主人の直営耕地のために種穀を購入せんとする莊役らは、<sup>553</sup> 恰好の賣買の場を見出したのである。而して、<sup>553</sup> 斯かる安息日における交易は、是れまた既にわれわれの之を見たる如く、第

十世紀前葉のエゼルスタン王このかた第十世紀末葉から第十一世紀初葉にかけて現われたエゼルレド二世らの後期アングロウ・サクソン・イングランドの代々の王が屢々之を法律に依って禁止せんと努力した所であるが、而も斯かる日曜日における交易に関する法的規制は事実上実効なくして終つたのである。而して、此の頃農民たちが家畜の賣買に従い蜜蠟・蜂蜜・豚肉・皮革・羊毛等を彼等の最寄りの市で賣却すべく持ち出した所の大陸に於ても、凡そ一〇七五年頃、ボーデン湖 Bodensee の支湖中の一島ライヘナウ Reichenau の修道院長は、彼の所領における村々の一つのすべての農奴 (*rustici*) に対して、「彼等自身並びに彼等の子孫たちが商人たり得るよう……交易するところの権利」を讓與したことが、大陸史の一研究者に依って報告せられて居るのである。<sup>(554)</sup>

斯くて今や第十一世紀末に至るまでにイングランドを含めて汎く一般に西ヨーロッパの農村に於ては深く貨幣流通の滲透を見、農民たちは当時いよいよ豊富に且ついよいよ規則的に發行せられつつあった所の貨幣の操作に次第に習熟しつつあったのであって、彼等はいまや彼等の余剰生産物を局地的に「定期的市場に於て賣却することに依って貨幣を手に入れることなしには、彼等の領主に対して帯びる副次的なる義務たる・貨幣地代給付の義務すら是れを満足に履行し得ざるに立ち到つたのである。<sup>(555)</sup>——斯くの如き事情のもとにおいて、斯くの如き局地的に「定期的市場の存立が抑、造幣所の造幣活動と不可分の關係に在つたこと、は更めて言を須<sup>も</sup>いるを要しないであらう。

(547) 本誌、第三十六卷第一号九八一—一〇〇頁、その他、第三十四卷第四号九〇—九三頁をも参照。

(548) Vgl. Karl Bücher, *Die Entstehung der Volkswirtschaft*, Erste Sammlung (16. Aufl., Tübingen, 1922), S. 107 f., 116, 127 f., 167, 174 f., 179 ff., 183; Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte*, hrsg. v. S. Hellmann u. M. Palyi (München u. Leipzig, 1924), S. 110-13, 117 f., 126 f.; Kentarō Murakawa, 'Demirgöç', *Historia*, Bd. vi (1957), Heft 4, S. 385-415;



小林良正『フランク経済史要』(一九二八年、日本評論社) 三一一—三五頁、小林良正『西ヨーロッパ封建制の展開(中世篇)』(一九三〇年、大月書店) 七一一—三頁。

(98) Cf. Bryan E. Coates, 'The Origin and Distribution of Markets and Fairs in Medieval Derbyshire', *Derbyshire Archaeological Journal*, Vol. lxxxv(1965), p. 105; D. M. Palliser & A. C. Pinnock, 'The Markets of Medieval Staffordshire', *North Staffordshire Journal of Field Studies*, Vol. xi(1971), p. 54—Colin Platt, *The English Medieval Town* (London, 1976), p. 196: chap. 3, note 1.

(99) Cf. Platt, *ibid.*, p. 75.

(100) 本誌、第三十六卷第一号九九頁、參照。

(101) H. P. R. Finberg (ed.), *The Agrarian History of England and Wales*, Vol. I, II, (A.D.) 43-1042(Cambridge, 1972), p. 503; E. M. Carus-Wilson, 'Towns and Trade', in *Medieval England*, ed. A. L. Poole(2 vols.; Oxford, 1958), Vol. I, p. 220.

(102) 本誌、第三十四卷第四号八九頁、並ひ二一〇四—一〇五頁(註(99))、參照。

(103) Georges Duby, *Guerriers et paysans, VII-XIIe siècle: Premier essor de l'économie européenne* (Paris, 1973), p. 203.

(104) Cf. Duby, *ibid.*, p. 203 f.; P. H. Sawyer, 'The Wealth of England in the Eleventh Century', *Transactions of the Royal Historical Society*, Fifth Series, Vol. 15(1965), p. 155.

### 二三

夫れは、当時、ボロウに存在したのは、飽くまでも局地的市場を中心に展開せられる近距離商業(short-distance trade; Nahhandel)に携わる所の、元來は手工業者たる小商人のみであつたであらうか。——其処に、狭義の・專業的な商人(professional merchants; professionnels)は、絶えて存在しなかつたであらうか。答は、明らかに否である。——其処には、遠隔地間商業(long-distance trade; Fernhandel)に従事する所の、專業的なる商人—大商人が

儼として存在したのである。彼等は、一般に中世の文書に於ては《mercatores》なる名辞で現われるが、たとえ専らとは言われないまでも概ね、或る程度奢侈品であった所の物資を取り扱い、例外的にのみ穀物又は衣料品の如き必需品の取引に従ったのである。<sup>(556)</sup> その場合、彼等の営為について注目すべきは、いま遠隔地間の価格差を巧みに利用せんとする‘profit motive’がその出発点を構成して居る点であって、彼等は、飽くまで所謂「讓渡利潤」(Veräusserungsprofit)を追求する者——「高く賣るために安く買う」ところの者、であったのである。

却説、第十世紀以降後期アングロウ・サクソン・イングランドにおける経済生活は一面に於て、多数の局地的市場を中心に展開せられたが、このような條件の下に於て当時、後期アングロウ・サクソン時代の諸王の發布せる法典がその主たる関心を寄せたところの道路は、まさしく「夫れに依つて人びとが〔局地的〕市場に赴くところの、都市から都市へ、ボロウからボロウへ」(de ciuitatibus ad ciuitates, de burgis ad burgos, per quos homines uadunt ad mercata)と通ずるところの道路、是れであつた。<sup>(557)</sup> 斯くて「征服」以前よりイングランドのすべての比較的大いなる道路には爰に漸く「王の平和」(cyninges hand-grip; Pax Regis)が行き渡ることとなつたが、此の「王の平和」の普遍化こそは、初期中世にあつては、輿論が局地的市場に役立つ道路に集中することから「国土の隅々にまで拡がる一つの全国的なる公道系統」と云う考えに移行する過程の一つの兆候を表わすものに他ならなかつたのである。<sup>(558)</sup> 斯くて、概して当時「拡大自」経済[erweiterte Eigenwirtschaft]の段階に在つた所の各地の莊園も、今や斯かる「王の平和」の普遍化と共に漸く現実化し來つた所の全国的公道系統を利用して、その自然的・地理的條件に依つて自らの手許に於ては生産し得ざる所の物資——塩・鉄の如きものを夫れらの生産を専らにするところの地域に求めるようになり、爰に夫れらの物資は、塩については例えばチェシヤ・ウスタシヤ・リンカンシヤ・ノーファク、鉄については例えばグロ

スタシャ・チェシャ・サシクス・ヨークシャのごとき地方から、二頭乃至四頭の馬の輓ひ荷車に依つて、或は荷馬に依つて、又は人の背に依つて、夫れらを需要する所の地方へ運ばれて来ることとなつたが、その際、斯かる物資の生産の特化せる中心よりする所の全国的なる流通過程を主導<sup>559</sup>指揮したる者、夫れこそは、ほかならぬ、当時のイングランドの遠隔地間商業に従事せる所の大商人たちであつたのである。

のみならず、一方に於て、イングランドはまた、その遠隔地間商業を通じて、「征服」以前——少くとも後述するエゼルレド二世の法典の發布このかた、大陸本土の世界との間に不断の交渉を保ち続けたのである。但、その場合、その關係が保たれ得た所の種々なるルートに就いてその相対的な重要性を評價することは、今日殆ど不可能である。当時、初期中世のヨーロッパの最大の商業路のうちその二つが此処イングランドにおいて一点に會して居たのであるが、イタリアからラインラントを經由して低地地方に至る運輸と、ロシアからバルト海を通じてその北海への出口に至る運輸と、その孰れがイングランド商人にとつてより、大いなる利益を齎もたらしたか、いまのところ之を決定する手段を全く缺いて居る。<sup>560</sup>ラインラントから低地地方へ、低地地方から海上を通じて北ドイツへ、更にその彼方へと伸びる商業の拡大は、今や豊富なる考古学的資料に依つて実證せられて来ては居るが、然し乍ら、イングランドの此の商業への参加は、セトフォド・キャンタベリ・ハムウィチ——この最後のものに就いては本誌第三十六卷第一号九五—一〇五頁の敘述参照——における最近の発掘の結果漸く明らかとなつたばかりである。此の商業に關係の有る港市並びに貿易上の拠点は、ヨークシャからハンブシャまで、イングランドの東部海岸・南東部海岸・南部海岸の広い地域に亘つて散在して居るが、その場合、大陸とイングランドとの間に於ける遠隔地間商業は、之を二つの局面に分つて考察することが出来よう。その一つの局面を表わす葡萄酒の貿易は、ラインラント中流域から、主としてロンドンに向い、同

時にそこに大陸産の陶器を將來した。此の貿易は第九世紀の頃既にキャンタペリにも達し、イングリシューチャマルを通過して前記ハムウィチー後世のサウスハンブタンにまで及んだのである。ライン河貿易は、北海沿岸の各地に停る処を知らず流れ出て、その結果イングリシューチャマルは忽ちにして此の貿易の軌道に組み込まれて了った。ロンドンと東部海岸の諸港市とは主としてラインラント並びに低地地方と交易したかに見えるが、南部海岸のハムウィチも亦、ルアンやカントヴィク——この最後のものに就いても本誌前掲号九五、一〇二頁参照——のごとき、その地の対岸なるフランス側のより近い処と商品取引をなしたであろうと思われる。イングランドと大陸との遠隔地間商業にはいま一つの局面があったが、夫れは、夫れらの地方が当該商業に於て占めるところの地理的に有利なる條件のゆえに、イースト—アングリア（—ノーファク・サファク）並びに中部イングランド東部地方に新興の貿易拠点——例えば前者におけるセトフォードのごとき——が創出せられた事實に依って、明らかにいま立證せられるのである。<sup>(501)</sup>

かのデイン人の第二次侵入期、九七一—一〇一八年の間にこの国に君臨したエゼルレド二世の第四法典（九九一—一〇〇二）は、その第二章に於て、当時ロンドンに入港した内外の船舶、商人、商品に課せられた所の・諸種の広義に於ける市場税—*teloneum* を、巨細に亘ってカズイスティッシュに規定して居るが、其処には、板材（*lignum*）、<sup>毛</sup>織物（*pannum*）、<sup>魚類</sup>（*piscis*）、<sup>羊毛</sup>（*lana*）、<sup>溶かした脂</sup>（*unctum*）、<sup>生きたままの豚</sup>（*porcus*）、<sup>鼠</sup>、<sup>いろいろ或いは茶</sup>いろいろの布片（*pannus*）、<sup>胡椒</sup>（*piber*）、<sup>皮手袋</sup>（*cirotoca*）、<sup>馬の背に載せて運ばれる小樽入りの酢</sup>（*acelus*）、<sup>牝鶏</sup>（*gallina*）、<sup>鶏卵</sup>（*ovum*）、<sup>チーズ</sup>（*casens*）、<sup>バター</sup>（*butirum*）等の諸物資が順次現われる。而して、其処には又、葡萄酒（*vinum*）或いは脂肪の多い魚類（*craspicis*）を携え来ったルアンの人々（*homines de Rotomago*）すなわち、ルアン出身の商人たち、又、彼等の商品を「市場に」陳列する所の、フランドゥル人（*Flandrenses*）、ボンシユウ Ponthieu 人（*Pontiensis*）、

ノルマンディ(Normannia)並びにイルードゥーフランス(Francia)「両地方出身の人々」(——以上すべて商人)、又、「ロンドン」を素通りしつゝある、「いずれも今日のベルジクの都市である所の」エイ Huy(Hogge), リエージュ Liege (Leodium), ニヴェル Nivelles(Nivella)「三市出身の人々——彼等また商品陳列料金(ostensio)ならびに市場税を納めて居るからすべて商人たち」その他、皇帝の臣下たち(homines imperatoris)すなわち神聖ローマ皇帝治下のドイツの商人たちが語られて居るのである。(562)その場合、先ず第一に、フランドル商人の存在がわれわれに依つて注目せられるが、彼等がいまロンドンの市場に陳列(monstro)し、そのために市場税を支拂(extolneo)つた所の商品の、おそらく代表的なるものは、フランドル産の毛織物であつたと思われ、代りに彼等がロンドンにおいて買い入れた所の商品は、かのエルフリク Ælfric(†1020)「エインシヤム Eynsham, Oxford. の修道院長」の手に成る・学童向の対話体のラテン語教本《Colloquium》(563)に登場する《Mercator》の言葉にいま具体的に挙げられて居るが如き、夙に遠隔地間商業に従事せるイングランド商人が数々の危険を冒して大陸本土に進出して之を故国に将来したる所の種々様々なる奢侈品、その他皮革・諸金属等であつたことと思われる。(564)第二に、そこにルアンの商人が現われて居るのがまた強くわれわれの注意を惹く。即ち、右の法典第二章の第五條には、彼等ルアンの商人が、葡萄酒或いは脂肪の多い魚類——鯨・海豚の如きものを此の港に運んで来た所の大いなる船一隻に就き(de magna navi)六シリングの料金(tractudines)を、そして「鯨・海豚の場合には」当該魚類の二十分の一の切身(viginti frustum)を、納めたることが記されて居るのであるが、われわれが既に本篇において幾たびか之を見たることく、「ノルマン征服」の後に於ては、ロンドンに代つて、ウィンチスタに都を奠めた征服王ウィリアムのノルマンディ公ギヨームとしての大連における拠点たるころの此のルアンに海路ロンドンよりも程近きサウスハンブタン、——此のウィンチスタのまさしく外港にあたるものが、

曾しロマンの遠隔地間商業においてルマンに対して演じたそのものの役割の少くとも一部を、茲に継承・荷担して  
 承へらるべきものとせらる。

- (92) Philip Grierson, 'Commerce in the Dark Ages: A Critique of Evidence', *Trans. of the Roy. Hist. Soc.*, Fifth Series, Vol. 9(1959), p. 125.
- (93) 第十二世紀前葉成立の Leges Edwardi Confessoris, 12, 9—*Die Gesetze der Angelsachsen*, hrsg. v. Felix Liebermann (3 Bd.; Halle, 1903-16; Unveränderter Neudruck, Aalen, 1960), I, 639.
- (94) F. M. Stenton, 'The Road System of Medieval England', *Economic History Review*, Vol. vii(1936)—*Preparatory to Anglo-Saxon England, being The Collected Papers of Frank Merry Stenton*, ed. by Doris Mary Stenton (Oxford, 1970), p. 236.
- (95) Cf. Carus-Wilson, 'Towns and Trade', p. 220; Marjorie Chibnall, *Anglo-Norman England, 1066-1166* (Oxford, 1986), pp. 149 f.; Darby, *Domesday England*, p. 266.
- (96) Stenton, *Anglo-Saxon England*, p. 543.
- (97) 以下「ロマンの歴史」題として G. C. Dunning, 'Trade Relations between England and the Continent in the Late Anglo-Saxon Period', in *Dark-Age Britain: Studies presented to E. T. Leeds*, ed. by D. B. Harden (London, 1956), pp. 218-33, especially pp. 232 f. など 本論文は長友青山吉信教授の御厚志に依り披見する機会を得た。茲に記して回教授に謝意を表す。
- (98) Liebermann, hrsg. v., *Die Gesetze der Angelsachsen*, I, 232-5.
- (99) *Aelfrici Colloquium*, in *Analecta Anglo-Saxonica*, ed. by Benjamin Thorpe (London, 1868), pp. 18-36.
- (100) Cf. Philip Grierson, 'The Relations between England and Flanders before the Norman Conquest', *Trans. of the Roy. Hist. Soc.*, Fourth Series, Vol. 23(1941), p. 105; Carus-Wilson, 'Towns and Trade', pp. 220 f.
- (101) 本誌「第三十五卷第二号一七八頁、第三十六卷第一号一一三—一一五—一六頁、第三十八卷第二号二三三—四、二三六一—二四二頁、各箇所参照。